

つくば市入札監視委員会
平成26年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成26年7月29日(火) 14:30～	
	つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) 安田 泰二 (国立研究所研究官) (敬称略)	
審議対象期間	平成25年10月1日 ～ 平成26年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし。	
その他	次回会議(平成27年1, 2月予定)の審議事案抽出当番委員は, 佐藤委員とする。	

【事案1】 25つくば市防災行政無線整備工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年10月28日
主管課	環境生活部 危機管理課
種別	電気通信工事
入札者数	2者（参加申請:3者）
予定価格	142,470,000円(税抜き)
落札額	133,700,000円(税抜き)
落札率	93.84%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格要件の「年間平均工事高があること」とは、どういう意味か。

経営事項審査結果通知書の年間平均完成工事高の欄が0ではないことという意味である。つまり、許可業種に関して、何かしら工事実績のある業者でないと参加できないような条件を設定している。

予定価格が非公開となっているが。

以前、建設工事については、金額にかかわらず予定価格を事前公表としていたが、昨年10月以降の公告から、予定価格が税込1,500万円以上の工事については、事後公表とした。事後公表とすることで、しっかり積算した業者が応札するようになると考えられる。

格付基準点とは、経営事項審査結果通知書の総合評定値Pの点数のことか。どのような基準で700点以上と設定したのか。

格付基準点とは、経営事項審査結果通知書のP点に、工事成績を元に算出した主観点をプラスした点数である。
市では、一般競争入札の基本的な参加条件を定めており、予定価格が5,000万円以上の工事については、Aランク、つまり格付基準点が700点以上を対象にしている。

MCA無線を採用した理由は。

MCA無線にした理由は、経費の削減のためである。MCA無線は、通常の防災行政無線と違って基地局を作らなくてよいため、イニシャルコストが削減でき、それに伴い、ランニングコストも削減できる。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案2】 25県補林振第9号筑波山市有林作業路整備工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年12月24日
主管課	経済部 農業課
種別	土木一式工事
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	3,600,000円(税抜き)
落札額	3,599,000円(税抜き)
落札率	99.97%

質問・意見

回答・説明

格付基準点が「278点以上600点未満」と設定されているが、「278点以上」とは非常に具体的な数字のようだが。

以前は、格付基準点を「1点以上600点未満」と設定していたが、経審の最低点が278点であるため、表記の仕方を変更したものである。

入札参加資格を満たすと想定した業者数が55者であるのに対して、入札参加申請者数が1者であった理由としては、どのようなことが考えられるか。

この工事は、筑波山梅林の上の斜面に木製の階段を設置するものである。あくまでも推測であるが、傾斜地で足下が悪くて作業がしにくいことや、市内には林業関係の業者が少ないことなどが参加者が少なかった理由として挙げられるのではないかと。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案3】 25国補第9号萱丸地区2号街区公園・9号街区公園・12号街区公園耐震性貯水槽新設工事

《 随意契約 》

見積期日	平成25年11月11日
主管課	消防本部 地域消防課
種別	土木工事
見積者数	3者
予定価格	20,910,000円(税抜き)
見積金額	20,900,000円(税抜き)
比率	99.95%

質問・意見	回答・説明
見積業者を3者選定した基準は。	市内本店で土木工事の実績があるBランクの業者の中から、近隣の業者を選定した。 今回のように、入札者がなかった中で、見積業者を選定するとなると、業者選定の仕方は非常に難しい。 よって、金額に応じたレベルの業者の中から、たとえば、昨年度同じような工事を行った実績のある業者であるとか、近隣で工事を行った実績のある業者であるなど、何らかしらの関連性を持たせた上で選定することになる。
10月28日開札時に入札者がなかった要因として、工事の設計金額等は適正だったのか。	設計書の中身については、すべて県の労務単価を使用し、そこにはないものについては、3者から見積りを取り、その中で中間の価格を採用している。 今回の案件は、2次製品の工事なので、土木業者からすると、2次製品の単価のウエイトが高いため、あまり利益が出ず、参加しにくいところがあったのではないかと。
公園用地が買収できたのはいつだったのか。	UR都市機構が公園用地の買収を行っているが、当初予定していた場所が買収できず、最終的に位置を若干ずらしたようである。
本件に関しては、11月15日付けで請負契約書の変更が行われているが、変更内容についてはどのような形で発見されたのか。	契約書を交わした後、内部手続をする中で気が付き、契約変更を行った。
本来であれば、事前にチェックした上で契約しなければならぬと思う。	御指摘のとおりである。

《評価》

契約変更に至った事態は大きなミスであったと評価せざるを得ないが、それを除いてこの事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 25市単特環(委)第2号手代木地区管渠実施設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成25年11月25日
主管課	上下水道部 下水道整備課
種別	測量
入札者数	20者 (参加申請:20者)
予定価格	10,370,000円(税抜き)
落札額	9,100,000円(税抜き)
落札率	87.75%

質問・意見	回答・説明
測量設計における、最低制限価格の積算方法は。	国等が定めたモデルに準じて算出しており、その算定方法については、市のホームページで公表している。
最低制限価格を下回ったら自動的に失格になるのか。	そのとおりである。
多数の失格者が出ているようだが。	測量・建設コンサルタントの一般競争入札で最低制限価格を設けるようになって間もない時期の入札であったため、業者側も不慣れな部分があったのではないかと推察される。
本件のように多数の失格者が出ないように、最低制限価格を下げることはできないのか。	以前は落札価格が安ければよいとされていたが、最近是人件費等の高騰などにより変化する市場単価に対応した適正な予定価格の積算及び適正な価格による落札が求められている。各者様々な要因で安く算定できる余地はあるとは思いますが、その割合を市だけで判断するのは難しい。そのため、ある程度の歯止めとして、国の基準に従った算定方法を採用している。もし国等で算定割合が変更になれば、それに準じて市も変更することはあり得る。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 25市単緊道委第1号－51市道3－1773号線測量設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成25年11月25日
主管課	都市建設部 道路課
種別	測量
入札者数	18者（参加申請:18者）
予定価格	41,810,000円(税抜き)
落札額	32,290,000円(税抜き)
落札率	77.23%

質問・意見	回答・説明
26年3月に履行期限の延長がなされているが、その理由は。	地質調査は、路線上の地権者の合意を得なければならないが、それに不測の日数を要したことにより、業務期間が長引いたため、履行期限を延長したものである。
調査は、あらかじめ地権者の同意を得てから実施するものではないのか。	どこを調査するのは委託業者の判断で行うため、業務を始めてから同意を得る作業などを行うことになる。
履行期限延長により年度をまたいでしまった場合、消費税増税分まで市が支払わなければならないのか。	国交省からの通達によると、昨年10月1日以降の契約においては、発注者の都合や悪天候など、受注者の責めに帰すことができない理由により工期が4月1日以降に延びた場合は、契約金額全体に対して消費税8%の税率をかけて支払わなければならないとされている。本件については、受注者の責任に帰すことはできないため、増額分全額を市が負担した。
どこを調査するのは重要なことなのか。履行期限が延びないために、予定していた箇所地権者が同意しない場合、多少位置をずらすことはできないのか。	位置をずらすことも可能だが、ずらした箇所地権者の同意を得る必要がある。本件では、そのような措置を講じなかったということである。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案6】 26市単下維(委)第1号ポンプ場等維持管理業務委託

《条件付き一般競争入札》郵便入札

開札日	平成25年12月24日
主管課	上下水道部 下水道管理課
種別	その他の役務
入札者数	1者 (参加申請:2者)
予定価格	733,580,000円(税抜き)
落札額	702,000,000円(税抜き)
落札率	95.70%

質問・意見

回答・説明

郵便入札で行っているのはなぜか。	物品役務については、昨年5月の公告分から全面的に一般競争入札を導入し、昨年8月に電子入札の市内業者向け説明会を行った。この事案は、電子入札への過渡期の案件であり、郵便入札で行ったが、今後は電子入札で行うことになる。
この事案の前の3年間も同じような業務委託を行っていたと思うが、今回の落札業者と同じか、それとも別業者か。	同じ業者である。
前回と比べると、契約金額は下がっているのか。	TX関係で施設がかなり増えたことや、人件費の高騰等があるため、前回よりも契約金額は上がっている。
現時点での施設を対象に契約しているのだと思うが、3年間の内にまた新しい施設ができた場合は、契約変更することになるのか。	委託期間の最終年度で調整し、必要であれば契約変更することになる。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案7】 26-28栄小学校外13校8園警備業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成26年3月10日
主管課	教育委員会事務局 教育施設課
種別	警備
入札者数	3者（参加申請:3者）
予定価格	17,280,000円(税抜き)
落札額	17,265,600円(税抜き)
落札率	99.92%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格要件で「国,地方公共団体,独立行政法人,国立大学法人発注」という受注実績を規定しているが,公共機関に限定している理由は。

類似施設ということで,公共機関とした。公共機関や教育機関は,民間とはまた違った意味合いを持つ施設であるため,そういったところの警備実績を重視した。

実績要件を民間にまで広げれば,もう少し応札する業者も増えたのではないか。

確かに応札者は増えるかもしれないが,民間では,事務所や倉庫等,構造がそれほど複雑でない施設もあるため,公共機関に限定した。

この案件以外の学校については,別途入札を行い,業務委託しているのか。

そのとおりである。
発報受信から25分以内に警備員を警備対象地に到着させなければならないという縛りもあるため,ある程度地域を絞り,市内3ブロックに分けて発注した。

《評価》

この事案の入札事務は,適正に行われたものとする。